

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備基準適合表（建築物）

公共的施設 （特定施設） の名称		公共的施設 （特定施設） の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 階、 地下 階
延べ面積	㎡		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の名称及び番号	整備内容	適合状況	※判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる1以上の出 入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過 できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁 止		（段差処理）	適否	
(2) 駐車場出入口 （駐車場へ通 ずる1以上の出 入口の構造） ※(1)の建物出 入口と駐車場出 入口が同じ場合は、 記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過 できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁 止		（段差処理）	適否	
(3) 利用室出入口 （利用室の1以 上の出入口の構 造）	イ 有効幅員 80 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過 できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁 止		（段差処理）	適否	
(4) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置		（講じた措置）		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			（仕上げ材）	適否	
(2) 段を設ける場 合の段の構造（3 に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		（講じた措置）	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		（講じた措置）	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等 の設置		（講じた措置）	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との 色の明度、色相又は彩度の差が大きい ことにより段が識別しやすく、かつ、 段鼻の突き出しその他のつまづきの 原因となるものを設けない構造		（講じた措置）	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び 踊り場の部分に点状ブロック等の敷 設		（講じた措置）	適否	
(3) 建物出入口か ら利用室等の各 出入口に至る経	イ 有効幅員 120 cm以上		（有効幅員） cm	適否	

<p>路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造</p>	<p>ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置</p>	(講じた措置)	適否	
	<p>ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造</p>			
	<p>(イ) 有効幅員 80 cm以上</p>	(有効幅員)	適否	
	<p>(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p>	(開閉方法)	適否	
	<p>ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置</p>	(講じた措置)	適否	
<p>ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。</p>	(講じた措置)	適否		
<p>(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障害者を誘導できる場合等は、この限りでない。</p>	(講じた措置)	適否	
<p>(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造)</p>	<p>イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)</p>	(有効幅員)	適否	
	<p>ロ こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合は、1/8)を超えない構造</p>	(こう配)	適否	
	<p>ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置</p>	(高さ)	cm 適否	
	<p>ニ 両側に立ち上げ等の設置</p>	(踏幅)	cm 適否	
	<p>ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路を除く。)</p>	(講じた措置)	適否	
	<p>ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料</p>	(仕上げ材)	適否	
	<p>ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造</p>	(講じた措置)	適否	
	<p>チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>	(講じた措置)	適否	
	<p>3 階 段 (教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、</p>	<p>イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置</p>	(講じた措置)	適否
<p>ロ 主な階段には、回り段の禁止</p>		(講じた措置)	適否	

自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからホまでに定める構造)	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
4 昇降機（エレベーター）				
(1) 2以上の階を有し、用途面積2,000㎡以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターの設置		(設置数)	基 適否	
(2) (1)に規定するエレベーターの構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあつては、ロ及びニからワまでに定める構造）	主な廊下等に近接して設置	(位置)	適否	
	イ かごの幅140cm以上	(有効寸法)	cm 適否	
	ロ かごの奥行き135cm以上	(有効寸法)	cm 適否	
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状	(講じた措置)	適否	
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員80cm以上	(有効寸法)	cm 適否	
	チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	(高さ)	cm 適否	
	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置（チを除く。）は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造（点字表示等）	(表示方法)	適否	
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ150cm以上	(幅) (奥行き)	cm cm 適否	
	ル かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	(形状) (下端の高さ)	cm 適否	
ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否		

5 便 所				
<p>(1) 多機能便房 (用途面積300㎡未満の公共的施設(公衆便所を除く。))は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。</p>	<p>不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置</p>		<p>(設置数) 男子用 女子用 男女兼用</p>	適否
	<p>イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保</p> <p>(コンパクトタイプの場合)</p> <p>(イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保</p> <p>(ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。)</p>	<p>(十分な空間) 内接する円の直径 cm</p> <p>便器の前方 cm</p> <p>(コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm</p> <p>(ロ)の場合 便房の奥行き cm</p> <p>便器の前方 cm</p>	適否	
	<p>イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備)</p> <p>(イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー</p>	<p>(設置設備)</p>	適否	
	<p>ロー1 出入口の有効幅員80cm以上(コンパクトタイプを除く)</p> <p>(コンパクトタイプの場合)</p> <p>(イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員80cm以上</p> <p>(ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員90cm以上</p>	<p>(有効幅員) cm</p> <p>(コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 cm</p> <p>(ロ)の場合 cm</p>	適否	
	<p>ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止</p>	<p>(段差処理)</p>	適否	
	<p>ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p>	<p>(開閉方法)</p>	適否	
	<p>ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示</p>	<p>(表示方法)</p>	適否	
	<p>ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造</p>	<p>(高さ) cm</p> <p>(下部空間の寸法)</p>	適否	

(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用	適否	
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途面積2,000㎡以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数)	適否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ロ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置		(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台		(設置設備等)		

6 敷地内の通路				
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否
(2) 段を設ける場合の段の構造(3のイからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置			(講じた措置)	適否
(4)-1 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否	
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否	
ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路(共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	イ 用途面積が 2,000 m ² 以上の公共的施設には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置		(講じた措置)	適否
	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分		(講じた措置)	適否

		(ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分				
(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否		
		(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合、1/8)を超えない構造	(こう配)	適否		
		(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否		
		(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否		
		(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否		
		ロ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否		
		ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否		
7 駐 車 場						
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	三十台未満の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適否		
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否		
		ロ 区画幅員 350 cm以上	(1 区画幅員) cm	適否		
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否		
		次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適否		
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否		
		ロ 区画幅員 350 cm以上	(1 区画幅員) cm	適否		
	の駐車区画を設ける場合 二十平方メートル以上の公共的施設又は三十台以上	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否		
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) cm	適否		
		ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	(標示方法) cm	適否		
		ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)			

(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 段を設ける場合の段の構造			
	(イ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ホ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造			
	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合は 1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	(ハ) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
(ヘ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否		
(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否		
リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)			
8 浴室 用途面積 1,000 m ² 以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場	浴室を設ける場合は、1 以上(男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)の浴室は、次に定める構造	(設置数)	適否	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	

	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
9 更衣室又はシャワー室 用途面積 1,000㎡以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造	(設置数)	適否	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
10 客室 50室以上の客室を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を1以上設置	(設置数) 室	適否	
	イ 客室の出入口			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	ロ 室内の便所の構造			
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適否	
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ハ 室内の浴室の構造			

	(イ) 非常通報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 8に定める構造			
	① 脱衣室及び浴室の出入口			
	有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否	
	戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	③ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
	二 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保	(室内面積)	適否	
	ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(設置数) (型式)	適否	
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示	(設置場所) (設置設備)		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が100席以上400席以下の場合(2席以上) (ロ) 観覧席等が400席を超える場合(2席以上10席)	(設置数) 席	適否	
	ロ 幅85cm以上、奥行き120cm以上(1席当たり)	(設置数) 席	適否	
	ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ニ 車いす使用者が円滑に到達できる1以上の経路の確保	(講じた措置)	適否	
	(イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路	(講じた措置)	適否	
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置 イ カウンター等の高さ	(設置箇所)	適否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)	(高さ) cm	適否	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造 イ 有効幅員80cm以上	(床面からの高さ) cm (奥行き) cm	適否	
		(設置箇所)	適否	
		(有効幅員) cm	適否	

	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
14 改札口 入場券等の検査 又は取集めを行う 場所	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	(設置数)	適否	
	イ 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	<input type="checkbox"/> 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	(講じた措置)	適否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止	(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	(講じた措置)	適否	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造	(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	(講じた措置)	適否	
	<input type="checkbox"/> 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示	(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示	(講じた措置)		